

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>（補助金額の算定）</u> <u>第6条 補助金の額の算定は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</u> <u>(1) 木造住宅耐震改修設計又は非木造住宅耐震改修設計（以下「住宅耐震改修設計」という。）1戸当たりの住宅耐震改修設計に要した費用の額とする。ただし、32万4千円を限度とする。</u> <u>(2) 木造住宅耐震改修工事又は非木造住宅耐震改修工事（以下「住宅耐震改修工事」という。）1戸当たりの住宅耐震改修工事に要した費用の額とする。ただし、160万円（補助対象者が住宅耐震改修工事に係る工事の契約を次のいずれかに該当する登録工務店と締結し、工事を施工した場合は、165万円）を限度とする。</u> <u>ア 南国市内に本店を有する法人</u> <u>イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により南国市に住所を有する個人事業主</u> <u>(3) コンクリートブロック塀等耐震改修工事 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める方法</u> <u>ア コンクリートブロック塀等の撤去到要する費用が20万5千円以内の場合 (ア)及び(イ)の合計額。ただし、20万5千円を限度とする。</u> <u>(ア) 1敷地当たりのコンクリートブロック塀等の撤去到要する費用の額と撤去するコンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を乗じて得た額のいずれか低い額</u> <u>(イ) コンクリートブロック塀等を撤</u>	<u>（補助金の額）</u> <u>第6条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。</u>

去した後に設置する生け垣、フェンス等の設置に要する費用の額 イ コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用が20万5千円を超える場合、1敷地当たりのコンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の額と撤去するコンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、40万円を限度とする。 2 前項第1号から第3号までの規定により計算された1戸当たり又は1敷地当たりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。 3 第1項第1号の住宅耐震改修設計に要した費用及び同項第2号の住宅耐震改修工事に要した費用に耐震補強に明らかに寄与しない設計及び工事に係る費用（以下この項において「耐震補強外費用」という。）が含まれているときは、当該耐震補強外費用の額を除いて、補助金の額を算定しなければならない。 4 第1項第3号のコンクリートブロック塀等耐震改修工事に要した費用に避難路等に面していない補強コンクリートブロック塀及び組積造の塀に係る工事の費用（以下この項において「補助対象外費用」という。）が含まれているときは、当該補助対象外費用を除いて、補助金の額を算定しなければならない。 （補助金の交付額） 第8条 補助金の額は、補助対象事業の区分ごとに、第6条の規定により算定した額を交付するものとする。 （事業認定の申込み等） 第9条 略 2 住宅耐震改修設計	
--	--

第8条 削除 （事業認定の申込み等） 第9条 略 2 木造住宅耐震改修設計及び非木造住宅耐震改修設計（以下「住宅耐震改修設計」	
---	--

.....に係る前項の申請書の関係書類は、次のとおりとする。 (1)～(11) 略 3 住宅耐震改修工事..... に係る第1項の申請書の関係書類は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 4～7 略	<u>という。)</u>に係る前項の申請書の関係書類は、次のとおりとする。 (1)～(11) 略 3 <u>木造住宅耐震改修工事及び非木造住宅耐震改修工事（以下「住宅耐震改修工事」という。）</u>に係る第1項の申請書の関係書類は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 4～7 略 <u>別表（第6条関係）</u> <u>新規追加</u>
---	--